八十三　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十四　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。 算式 A×0.5 算式の符号 A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ロ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ハ　地震対策に要する経費が多額であること。

ニ　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

ホ　出稼者対策に要する経費が多額であること。

ヘ　公害対策に要する経費が多額であること。

ト　交通安全対策に要する経費が多額であること。

チ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

リ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ヌ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ル　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。

ヲ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ワ　ため池があるため、特別の財政需要があること。

カ　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。

ヨ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

タ　隣保館に要する経費が多額であること。

レ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。

ソ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。

ツ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

ネ　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

ナ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。

ラ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

［新設］

［新設］

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ロ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ハ　地震対策に要する経費が多額であること。

ニ　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

ホ　出稼者対策に要する経費が多額であること。

ヘ　公害対策に要する経費が多額であること。

ト　交通安全対策に要する経費が多額であること。

チ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

リ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ヌ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ル　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。

ヲ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ワ　ため池があるため、特別の財政需要があること。

カ　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。

ヨ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

タ　隣保館に要する経費が多額であること。

レ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。

ソ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。

ツ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

ネ　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

ナ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。

ラ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。